

# 農地中間管理機構を活用して 担い手に農地を集めましょう

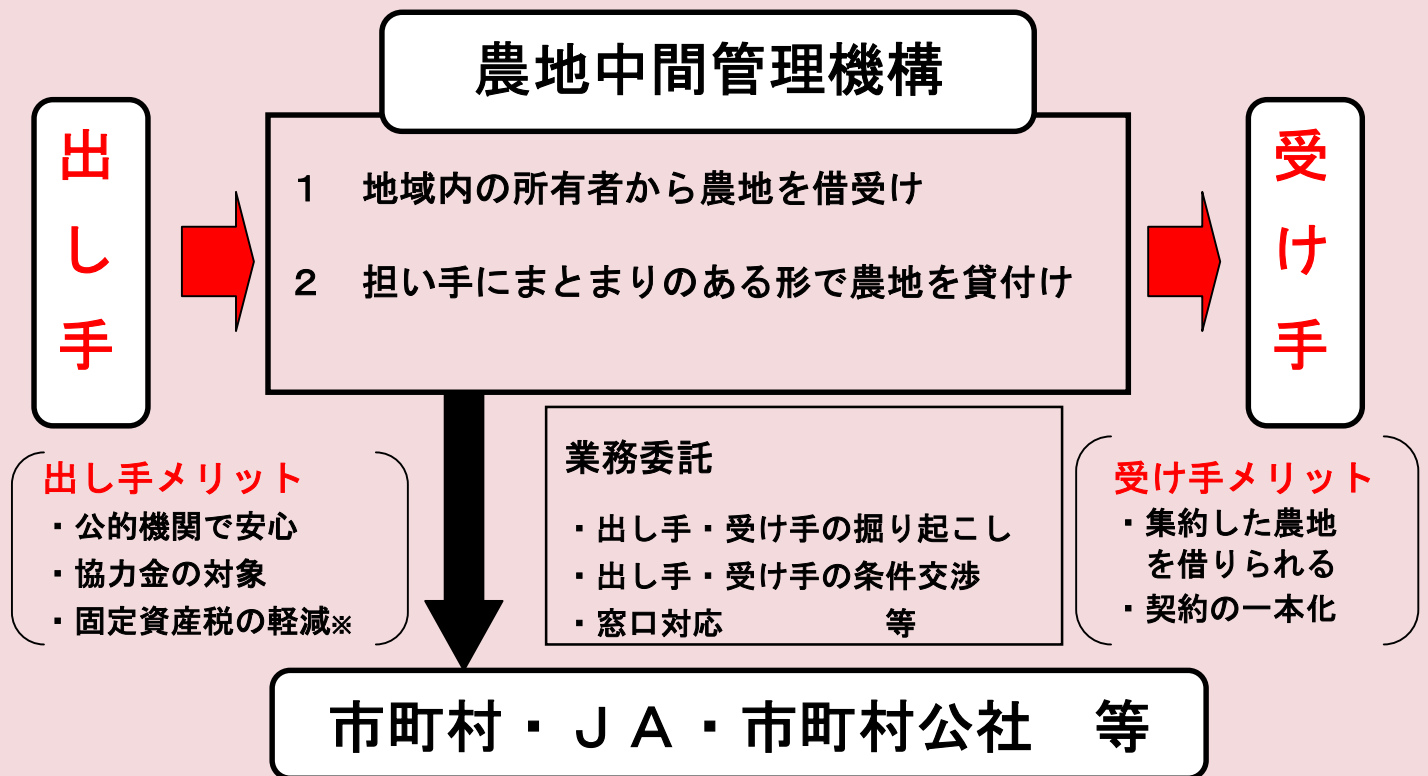
## ★農地の担い手(受け手)の募集

平成28年10月17日(月)～11月16日(水)  
(詳しい内容は次ページへ)

※農地中間管理機構とは、農用地等を貸したい農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)への農用地の集積・集約化をすすめるため、農用地の中間的受け皿となる組織です。

平成28年8月  
福岡県  
(公財) 福岡県農業振興推進機構

# 1 農地中間管理事業の仕組み



※10年（15年）以上の貸付で、権利移動の翌年から3年間（5年間）、2分の1に軽減

# 2 農地の権利設定の流れ、スケジュール

- ① 市町村等は、地域の話し合いにより担い手（**受け手**）を明確化させ、**受け手**、**出し手**の状況を把握しておく。（人・農地プランの充実）
- ② 機構は、**受け手（借受希望者）**の募集を行い、**受け手**の希望内容を的確に把握 募集期間：10月17日～11月16日（機構と市町村等窓口で受付）
- ③ 市町村等は、機構への**出し手（貸付希望者）**の募集を行い、機構の借受基準に適合すれば、機構はその農地を借受ける。  
出し手の募集受付は随時
- ④ 機構が借受けた農地について、市町村は募集した**受け手**の中から貸付先決定ルールに則して貸付け案を作る。
- ⑤ 機構が市町村の貸付け案に基づき、貸付先を決め、県知事の認可を得て、担い手（**受け手**）へ権利が移動する。  
（権利移動日：平成29年5月1日 又は 6月10日）

# 3 農地の出し手等に対する支援

※H29 年度に権利移動しますので、「①国庫事業」については H29 年度要綱での交付申請となり、単価や要件が変更される可能性があります！

## ① 国庫事業

### 個々の出し手に対する支援

#### 地域に対する支援 (地域集積協力金)

- 1 交付対象者  
人・農地プランのエリアに含まれている、外縁が明確である農業集落、大字等の「地域」
- 2 交付要件  
「地域」内の農地の一定割合以上が機構へ貸付られていること
- 3 交付単価  
「地域」の農地面積（農業振興地域の区域内の農地）に占める機構への貸付割合に応じた単価を貸付面積に乘じ交付。  
期間借地の面積は含みません。  
(使い方は地域の判断)  
2割超5割以下: 1.5万円以内/10a  
5割超8割以下: 2.1万円以内/10a  
8割超 : 2.7万円以内/10a  
(新規集積面積以外も対象)  
※ただし、交付申請面積に、新規集積面積が全くない場合には交付しない。

#### 経営転換・リタイア する場合の支援 (経営転換協力金)

- 1 交付対象者  
機構に農地を貸付ける以下の者  
・経営転換する農業者  
・リタイアする農業者  
・農地の相続人
- 2 交付要件  
・全農地(計 10a 未満までを除く)を 10 年以上、通年で機構に貸付け、  
・当該農地が機構から受け手に貸付けられること。
- 3 交付単価  
・0.5ha 以下 : 30万円以内/戸  
・0.5ha 超 2ha 以下 : 50万円以内/戸  
・2ha 超 : 70万円以内/戸  
(新規集積面積は上記単価。機構へ貸付けられる日の前1年以内のうち一部期間を担い手に特定農作業委託していた場合は、上記単価の 1/2 以内)

#### 農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

- 1 交付対象者  
機構の借受農地や借受希望者が経営する農地に隣接する農地又は 2 筆以上の隣接する農地について以下のとおり貸付けた者  
・自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者  
・所有者が農地を機構に貸付けた場合の耕作者
- 2 交付要件  
・交付対象農地を 10 年以上、通年で機構に貸付け、  
・当該農地が機構から受け手に貸付けられること。
- 3 交付単価  
1万円以内/10a  
(新規集積面積は上記単価。機構へ貸付けられる前1年以内のうち一部期間を担い手に特定農作業委託していた場合は、上記単価の 1/2 以内)

※新規集積面積とは、農地中間管理機構から担い手（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営）に賃借権の設定等を行った農地のうち、機構へ貸付けられる日の前1年以内の間に担い手が所有権や賃借権等に基づく耕作又は特定農作業受託をしたことがない農地。

## ② 県単事業

### 個々の出し手に対する支援(農地集積交付金)

- 1 交付対象者：農地所有者
- 2 交付要件  
・水田を 3 年以上機構に貸付け、かつ、当該水田が機構から受け手に貸付けられること  
・過去に貸付け実績がない、機構の借受農地や借受希望者が経営する農地に隣接する農地又は 2 筆以上の隣接する農地（耕作者集積協力金の連たん化要件と同）
- 3 交付単価  
3 年以上 6 年未満 : 0.5万円以内/10a (上限 15万円)  
6 年以上 : 1.0万円以内/10a (上限 30万円)  
(国の経営転換協力金及び耕作者集積協力金と重複受給は不可)  
(期間借地の場合は、機構へ貸付けられた期間の累計年数により交付単価を決定する)

## 4 事業の主なポイント(事業規程抜粋)

### ①借受け基準

機構は、農用地等としての利用が著しく困難な場合や農用地等を貸付ける可能性が著しく低い場合は、当該農用地は借受けない。

### ②貸付け先決定ルールの基本原則

- ・ 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の団地的利用になること。
- ・ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- ・ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- ・ 地域農業の健全な発展につながること。

## 5 問い合わせ先

- ・ 最寄りの市町村、農業委員会、JA等

- ・ (公財) 福岡県農業振興推進機構  
(農地中間管理機構)

〒810-0001 福岡市中央区天神 4-10-12 JA 福岡県会館 2階  
電話 092-716-8355 農地 1課

- ・ 福岡県農林水産部水田農業振興課

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7  
電話 092-643-3474 農村集落係  
または、最寄りの農林事務所、普及指導センター